



被扶養者認定（配偶者）の 必要な手続きについて

組合員の被扶養者として、配偶者の認定を受ける際に必要な手続きのご案内です。
速やかに手続きをし、被扶養者の認定を受けてください。
認定されますと、被扶養者としての各種給付が受けられます。

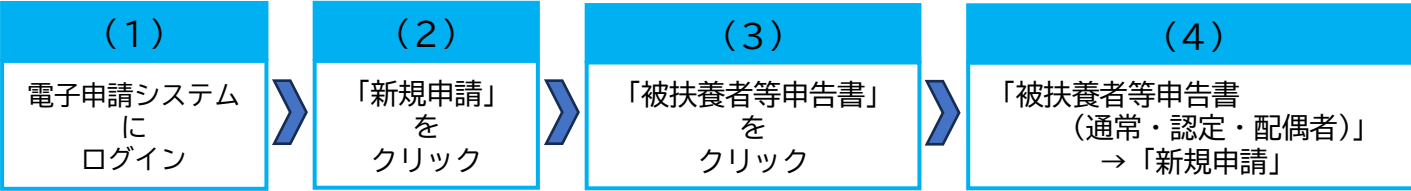
1. 必要な申請手続きについて

配偶者を被扶養者とする場合、下記申請が必要です。
被扶養者等申告書については、事実発生日から30日を経過した後に届け出た場合、届出日での認定となり、事実発生日まで遡って認定することはできませんので、ご注意ください！！
また、長期組合員資格変更届・国民年金第3号被保険者関係届を提出しても、被扶養者等申告書を提出したことにはなりませんので、ご注意ください。

申請手続き名	用途
① 被扶養者等申告書（通常・認定・配偶者）	健康保険証利用による医療費の給付等
② 長期組合員資格変更届	国家公務員共済組合連合会あて国民年金第3号被保険者該当等の届出
③ 国民年金第3号被保険者関係届	日本年金機構あて国年3号該当等の届出

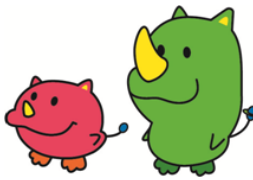
※ **20歳未満または60歳以上の配偶者**は、国民年金第3号には該当しないため、**上記②③の届出は不要**です。

<被扶養者等申告書（配偶者）申請方法>



<参考> 電子申請システムログインリンク先

URL	QR
https://www.boueikyosaionline.jp/Apply/s/	



2. その他

令和8年4月より、短期・長期・貸付事業を「防衛省共済組合市ヶ谷センター」に集約するとともに、多くのお手続きを電子化しました。
詳細については、共済組合ホームページからご確認いただけます。